

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第一条の三第二号及び第三十八条の九第二項に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社並びに持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。）が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（評価・換算差額等）</p> <p>第二十四条の十一（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを</p>	<p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第一条の三第二号及び第三十八条の九第二項に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。第一条の五第一項において「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社並びに持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。）が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（評価・換算差額等）</p> <p>第二十四条の十一（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを</p>

含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。以下同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 (略)

(基金利息の支払等における控除額)

第三十条 法第五十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、最終事業年度の末日における貸借対照表に計上した次に掲げる額とする。

一・二 (略)

三 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。以下同じ。)の科目に計上した額(零以上である場合に限る。)

四 繰延ヘッジ損益(ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。以下同じ。)の科目に計上した額

五 土地再評価差額金(土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。次項

含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。以下同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 (略)

(基金利息の支払等における控除額)

第三十条 法第五十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、最終事業年度の末日における貸借対照表に計上した次に掲げる額とする。

一・二 (略)

三 その他有価証券評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限る。)

四 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額

五 土地再評価差額金の科目に計上した額(零以上である場合に限る。)

第六号において同じ。)の科目に計上した額(零以上である場合に
限る。)

2
(略)

(健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金そ
他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状
況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係
る額に限る。)は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計)
貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算
の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合にお
いて、当該差異に係る法人税等(法人税その他利益又は剰余に關連
する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項及び次
条第一項において同じ。)の金額を適切に期間配分することにより
、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人
税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号に
おいて同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。)
の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控
除した額とする。

一〜四 (略)

五 保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表に計
上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に
金融庁長官が定める率を乗じた額

2
(略)

(健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金そ
他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状
況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係
る額に限る。)は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計の
適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。)の不算
入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した
額とする。

一〜四 (略)

五 保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表計上
額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を
乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六・七 (略)

2 (略)

(健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等)

第八十六条の二 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一〇五 (略)

六 保険会社及びその子会社等有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適

六・七 (略)

2 (略)

(健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等)

第八十六条の二 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一〇五 (略)

六 保険会社及びその子会社等有するその他有価証券については、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価額の

用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

七〇九（略）

2（略）

（健全性の基準に用いる供託金等）

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。）以下この項、第九十条第一項及び第二百十條の十一の三第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一〇四（略）

五 外国保険会社等が日本において有するその他有価証券について

合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七〇九（略）

2（略）

（健全性の基準に用いる供託金等）

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一〇四（略）

五 外国保険会社等が日本において有するその他有価証券について

は、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六・七 (略)

2 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一～四 (略)

五 引受社員が日本において有するその他有価証券については、日

は、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

六・七 (略)

2 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一～四 (略)

五 引受社員が日本において有するその他有価証券については、貸

本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて
税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じ
た額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価
差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価
差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六・七 (略)

2・3 (略)

(保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等)

第二百十条の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定
する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲
げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上され
ている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産
及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る
法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除
する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させる
ための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産
として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定
めるところにより算出した額を控除した額とする。

一〇五 (略)

六 保険持株会社及びその子会社等有するその他有価証券につい

借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官
が定める率を乗じた額

六・七 (略)

2・3 (略)

(保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等)

第二百十条の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定
する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲
げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるとこ
ろにより算出した額を控除した額とする。

一〇五 (略)

六 保険持株会社及びその子会社等有するその他有価証券につい

ては、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ| その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ| 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

七〇九 (略)

2 (略)

ては、連結貸借対照表計上額の合計額と当該合計額に係る帳簿価額の合計額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七〇九 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあつては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下この項において同じ。）の評価差額をいう。以下この項において同じ。）の科目に計上した額及び貸借対照表の繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象（ヘッジ手段（資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項において同じ。）の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。以下この項において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下この項において同じ。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。以下この項において同じ。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう</p>

及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）が貸借対照表又は連結貸借対照表

。の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3・4 (略)

(外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第四条 (略)

2〇4 (略)

5 前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「の貸借対照表の」とあるのは「の日本における保険業の貸借対照表の」と、「(貸借対照表」とあるのは「(日本における保険業の貸借対照表」と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剰余」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純剰余」とあるのは「当期純利益」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産にあって

一〇三 (略)

3・4 (略)

(外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第四条 (略)

2〇4 (略)

5 前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険業の貸借対照表」と、「資産の貸借対照表計上額」とあるのは「資産の日本における保険業の貸借対照表計上額」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額(その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額

は、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

（免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第五条（略）

2・3（略）

4 第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社

に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

（免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第五条（略）

2・3（略）

4 第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社

員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が、」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と、「(貸借対照表」とあるのは「(日本における保険業の貸借対照表」と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剰余」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純剰余」とあるのは「当期純利益」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産にあつては、当該各号に定める価額。次項において同じ。)の合計額(連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異(財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。))の額及び未認識過去勤務費用(財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。)の額に係る繰延税金資産(税効

員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が、」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と、「資産の貸借対照表計上額」とあるのは「資産の日本における保険業の貸借対照表計上額」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)の合計額(その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異(財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。))の額及び未認識過去勤務費用(財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。)の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。))とあるのは「同じ。))」と、同条第三項中「保険会社の貸借対照表の資産の部

果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

○ 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の子測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改正案	現行
<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表又は日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含む、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（ただし、当該合計額が零未満の場合は零とし、</p>	<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項、第六十一条第一項及び第九十条第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額（以下「不算入額」という。）は、価格変動準備金、支払備金、責任準備金（規則第六十一条第一号に規定する生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含む、規則第三十条の五第三項に規定する生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。）及び評価・換算差額等（規則第八十六条第一項第一号に規定する評価・換算差額等をいう。）に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額から、次の各号に掲げる額の合計額（ただし、当該合計額が零未満の場合は零とし、以下「繰延税金資産算入基準額」という。）の百分の二十に相当する額を控除した残額とする（当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。）。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。</p>

以下「繰延税金資産算入基準額」という。)の百分の二十に相当する額を控除した残額とする(当該控除した残額が零未満となる場合は、零とする。)。ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。

一 (略)

二 規則第八十六条第一項第五号の合計額、第六十一条第一項第五号の合計額又は第九十条第一項第五号の合計額(当該合計額がそれぞれ零を下回る場合に限る。)

三・四 (略)

2 規則第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十(規則第八十六条第一項第五号の合計額、第六十一条第一項第五号の合計額又は第九十条第一項第五号の合計額がそれぞれ零を下回る場合には、百分の百)とする。

3 規則第八十六条第一項第六号、第六十一条第一項第六号及び第九十条第一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五(保険会社(外国保険会社等(法第二条第七項に規定する外

一 (略)

二 その他有価証券評価差損(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。)

三・四 (略)

2 規則第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十(ただし、保険会社(外国保険会社等(法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。))及び引受社員を含む。以下同じ。))が有するその他有価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。ただし、外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するものに限る。)の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百)とする。

3 規則第八十六条第一項第六号、第六十一条第一項第六号及び第九十条第一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五(ただし、保険会社が有する土地(外国保険会社等及び引受

国保険会社等をいう。以下同じ。)及び引受社員を含む。次条第二項を除き、以下同じ。)が有する土地(外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有する土地)の時価が帳簿価額を下回る場合にあつては、百分の百)とする。

4 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一・二 (略)

三 税効果相当額(任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。)として次の算式により得られる額(繰延税金資産の総額が零である保険会社(繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額がある保険会社に限る。)にあつては、零)

$$A \times t \div (1 - t)$$

この算式において、A及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A (略)

t 繰延税金資産及び繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。)の計算に用いた法定実効税率(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十一年大蔵省令第五十九号。別表第七において「財務諸表等規則」という。)第八条の十二第一項第二号に規定するものをいう。)

社員にあつては、日本において有する土地)の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百)とする。

4 規則第八十六条第一項第七号、第六十一条第一項第七号及び第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一・二 (略)

三 税効果相当額(任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。)として次の算式により得られる額(ただし、繰延税金資産の総額が零である会社(繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額がある会社に限る。)にあつては零とする。)

$$A \times t \div (1 - t)$$

この算式において、A及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A (略)

t 繰延税金資産及び繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。)の計算に用いた法定実効税率(財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定するものをいう。)

5
5
10
(略)

四・五
(略)

5
5
10
(略)

四・五
(略)

○ 保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

改正案	現行
<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第二条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条の二第一項又は第二百十条の十一の三第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額は、保険会社及びその国内連結保険子法人等（連結保険子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。第三条第一項第二号ハにおいて「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）であって連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）であって、保険業法施行規則</p>	<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第二条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条の二第一項又は第二百十条の十一の三第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額は、保険会社及びその国内連結保険子法人等（連結保険子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。第三条第一項第二号ハにおいて「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）であって連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）であって、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）に基づき法第三百十条各号に掲げる額を算出している者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る不算入額（単体告示第一条第一項に規定する不算入額をいう）の合計額とする（第五項において同じ。）。</p>

第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の子測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）に基づき法第三百三十条各号に掲げる額を算出している者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る不算入額（単体告示第一条第一項に規定する不算入額をいう）の合計額とする（第五項において同じ。）。

2 規則第八十六条の二第一項第六号又は第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（規則第八十六条の二第二項第六号の合計額又は第二百十条の十一の三第一項第六号の合計額がそれぞれ零を下回る場合には、百分の百）とする。

3・4 (略)

5 (略)

一 (略)

二 規則第八十六条の二第一項第六号の合計額又は第二百十条の十一の三第一項第六号の合計額（当該合計額がそれぞれ零を下回る場合に限る。）

三〇五 (略)

6〇10 (略)

2 規則第八十六条の二第一項第六号又は第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社及びその連結子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社及びその連結子法人等有するその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）の連結貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

3・4 (略)

5 (略)

一 (略)

二 その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。）

三〇五 (略)

6〇10 (略)



改正案	現行
<p>1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表。第五号において同じ。）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次項第八号において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の評価差額をいう。次項第六号において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金負債（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合</p>	<p>1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。次項第六号において同じ。）に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。同号及び同項第七号において同じ。）に相当する額</p>

において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に
関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この
号及び次項第六号において同じ。）の金額を適切に期間配分する
ことにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余
の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理を
いう。）の適用により負債として計算されるものをいう。次号に
おいて同じ。）に相当する額

六 貸借対照表の繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象（ヘッジ手段（資産
若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及
び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、
当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう
。以下この号において同じ。）の対象である資産若しくは負債又
はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り
延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。次項
第七号において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金負債
に相当する額

2

(略)

一〇五 (略)

六 連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した
額に係る繰延税金負債（税効果会計（連結貸借対照表に計上され
ている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資
産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に
係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等

(新設)

2

(略)

一〇五 (略)

六 その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価
額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。)の適用により負債として計算されるものをいう。次号及び第八号において同じ。
。)に相当する額

七| 連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額に係る繰延税金負債に相当する額

八| (略)

(新設)

七| (略)